

いじめ防止基本方針

長崎大学教育学部附属特別支援学校

1 はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、児童生徒が楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるため、「いじめ防止基本方針」を策定した。本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を以下に示す。

- ① いじめを許さない、見過ごさない、相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- ② 児童生徒、教職員の人権感覚を高め、児童生徒一人一人の自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- ④ いじめの問題については、学校と家庭との共通理解を基に指導する。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

（平成25年6月28日 いじめ防止対策推進法 第2条）

【いじめの様々な態様】

○冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

- ・身体や動作について不快なことを言われる。
- ・存在を否定される。
- ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる。

○仲間はずれ、集団による無視をされる。

- ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
- ・遊びやチームに入れない。
- ・席を離される。

○ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

- ・身体をこづかれたり、触って知らないふりをされたりする。
- ・殴られる、蹴られるが繰り返される。
- ・遊びと称して対象の子が技をかけられる。

○金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

- ・脅され、お金を取られる。
- ・靴に画鋲やガムを入れられる。
- ・写真や鞆、靴等を傷つけられる。

○嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

- ・万引きやかつあげを強要される。
- ・大勢の前で衣服を脱がされる。
- ・教師や大人に対して暴言を吐かせられる。

○パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

- ・パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる。
- ・いたずらや脅迫のメールが送られる。
- ・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）のグループから故意に外される。
- ・直接的にかかわっていなくても、傍観者として見て見ぬふりをしたり、おもしろがったりする。

学校では、「いじめ」や「不快な気持ち」等を訴えてきた児童生徒の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止め、児童生徒を守ろうという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。

3 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 組織名

いじめ対策委員会

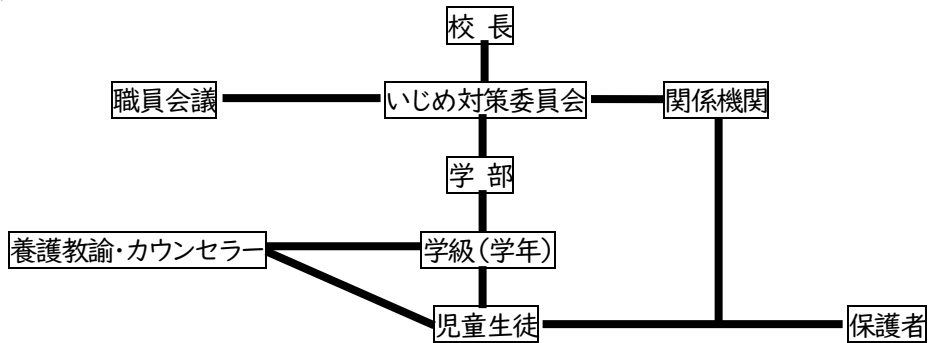
(2) 構成員

校長、教頭、部主事、指導部主任、生徒指導主事、生活指導主任、養護教諭、カウンセラー、外部委員(学校評議員から委嘱する)、その他関係者(学級担任、保護者代表者)

その他(教育学部附属学校担当者、学校医、警察、心理カウンセラーなど必要に応じて)

*協議や対応する内容に応じて、参加構成員は柔軟に対応する。

(3) 組織図



4 いじめ防止及びいじめ対策の具体的な取組

(1) 教職員

未然防止	早期発見	いじめへの対応
◇いじめの重大性を全教職員で認識し、全校で協力して対応できる指導体制を確立する。 ◇児童生徒に対する多面的な理解と評価、児童生徒への人権を配慮した言葉遣いなど、自己の人権意識を磨く。 ◇児童生徒や保護者からの話を親身になって聴く。 ◇日頃から職員間で児童生徒についての情報交換を密に行う。 ◇問題を抱え込まず、管理職への報告や同僚への協力を求める意識をもつ。 ◇分かる授業を行い、児童生徒の学習に対する達成感・成就感を育てる。 ◇思いやりの心や命の大切さについて学級指導等を通して育む。 ◇児童生徒同士が互いの存在を尊重できる学級風土を育む。 ◇相手が嫌がる行動については、適切な関わり方を教える。 ◇情報モラル教育を推進する。	◇児童生徒の日々の表情や変化を細やかに観察し、いじめの早期把握に努める。 ◇児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができるような教育相談体制を整備する。 ◇様子に変化が感じられる児童生徒には、教師が積極的に声を掛け、児童生徒に安心感をもたせるとともに話を傾聴する。 ◇児童生徒の変化に気付いた場合は個人内でとどめないで、職員間で情報の共有を図り、すぐに管理職に連絡・相談する。 ◇保護者との信頼関係の構築を図り、常に相談しやすい雰囲気づくりに努める。 ◇「ココロのアンケート」を実施し、児童生徒の悩みを把握するとともに、その結果と対応策をいじめ対策委員会で協議し、職員会議で全教職員に周知、共有する。	◇いじめを発見した場合は速やかにその行為をやめさせる。 ◇特定の教職員で問題解決せず、複数の教職員による速やかな事実確認を行い、いじめ対策委員会において情報を共有する。 ◇情報に関しては、正確かつ迅速な事実関係の把握に努め、保護者等と共有する。 ◇いじめ被害を受けた児童生徒、保護者に対しては、学校全体で守ることを伝え、心配や不安を取り除いて安心して登校できるようにし、具体的な対応を示す。 ◇いじめを行った児童生徒に対しては、「いじめは決して許されない」ことの理解を促しながら、毅然とした態度で指導を行う。 ◇いじめについての情報や対応については教職員全体で共通理解し、必要に応じて関係機関や専門機関と連携しながら解決に努める。

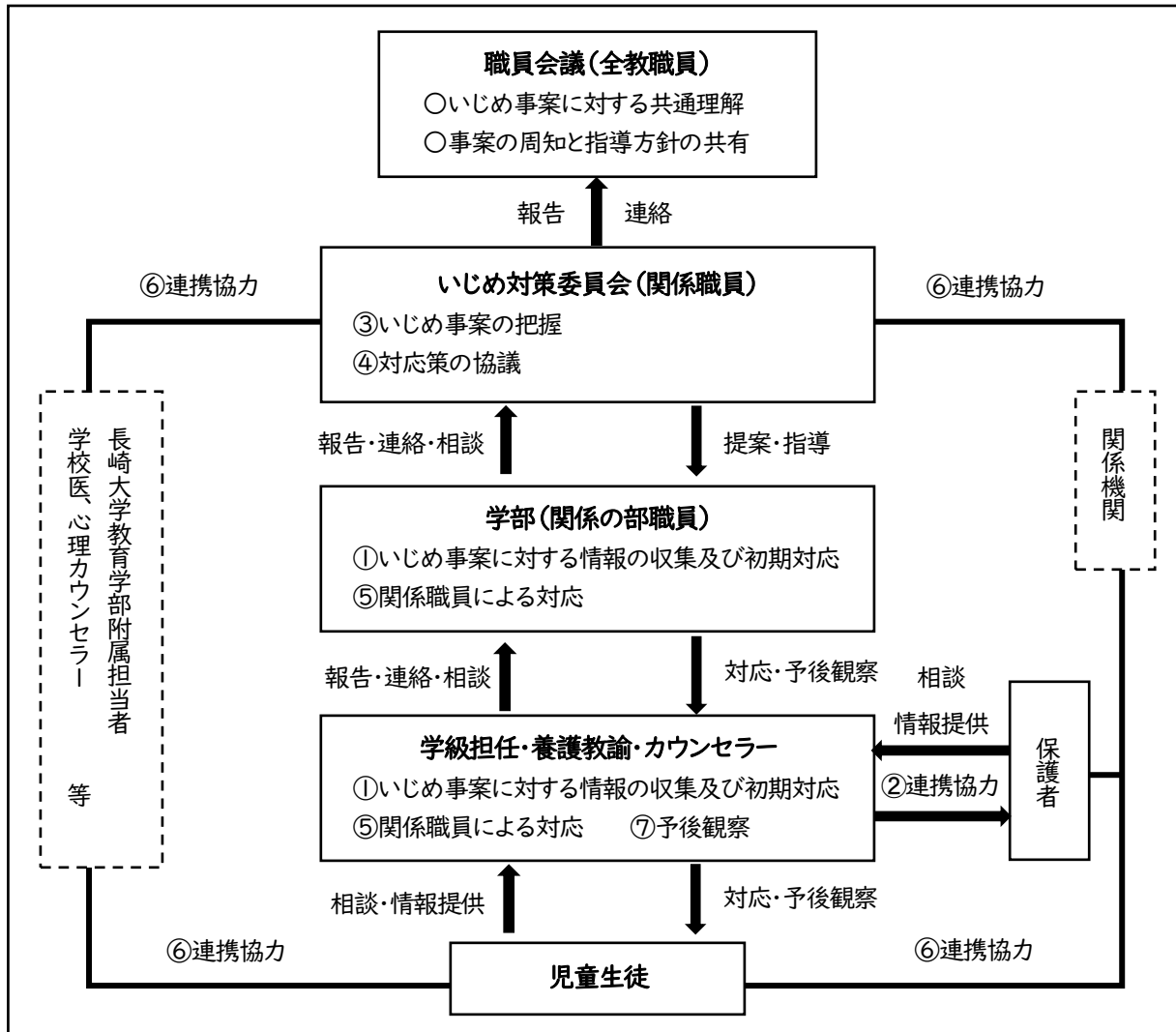
(2) 児童生徒

未然防止	早期発見	いじめへの対応
<ul style="list-style-type: none"> ◇学級のルールを守るといった規範意識や友達や身近な人を大切にする気持ちを育む。 ◇見て見ぬふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることを知る。 ◇相手が嫌がる行動については、適切な関わり方を知る。 ◇情報端末を使うルールを守って利用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇心配なことや、人間関係で不快に感じるがあれば先生や家族に早めに相談する。 ◇友達が困っているときは助ける。 ◇友達がいじめられている場面を見たり、話を聞いたりしたら、先生や家族に知らせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇はやし立てたりおもしろがったりしない。 ◇見て見ぬふりをしないで、勇気をもって家族や先生へ知らせる。 ◇友達の気持ちに寄り添い、親身になって接する。

(3) 保護者

未然防止	早期発見	いじめへの対応
<ul style="list-style-type: none"> ◇子供の観察と家庭でのコミュニケーションに努める。 ◇子供の悩みを相談できる雰囲気づくりに努める。 ◇子供の努力を認め、子供の言動を決して否定しないで受け止め、保護者が一番の理解者であることを示す。 ◇情報端末の利用に関して、使用上のルールを子供と一緒に確認する。 ◇フィルタリングや見守りを行う。 ◇育友会で情報モラルに関する研修会を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇日頃から、子供の言動や持ち物の状態などを通して子供の観察に努める。 ◇気になることがあった場合は、教職員と連絡帳や電話でこまめに情報のやり取りを行う。 ◇自分の子供でなくても気になることがあった場合は、学校に相談する。 ◇服装等の汚れや乱れに気を配る。 ◇子供の持ち物がなくなったり増えたりしていないか確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇三者面談や家庭訪問等を通して、家庭と学校の共通理解に努める。 ◇被害、加害児童生徒の保護者への適切な対応と学校との連携に努める。 ◇子供がいじめの被害を受けている場合は、学校や専門機関と連携しながら心のケアに継続的に努める。 ◇子供がいじめに関与していた場合は、学校や関係諸機関と連携しながら、今後の在り方を協議する。

(4) いじめ事案への対応
〈基本的な流れ〉



〈対応の具体〉

① 情報の収集及び初期対応	いじめの通報を受け、いじめられている児童生徒の所属する学級の担任あるいは所属する学部の主事が中心となって、学部の協力を得て事実確認を行い、両者の間に入るなど初期対応をする。
② 保護者との連携・協力	いじめの発見・通報の直後から保護者との連携・協力体制を確立し、各対応段階において、連絡・相談を密に行う。
③ いじめ事案の把握	いじめられている児童生徒といじめている児童生徒、周囲の生児童徒からの聞き取り調査等の結果を基に、事実の整合性を確認して、いじめの判断を行う。
④ 対応策の協議	いじめの事実が確認された際は、今後の対応・対策について「即時的な対応・対策」と「中期的な対応・対策」とに区別し、職員の役割分担や今後の見通しを明らかにして、協議する。
⑤ 関係職員による対応	いじめ対策委員会で協議した内容を職員会議において全教職員で共有し、関係職員が連携して対応・対策に当たる。対応・対策の進捗状況については、いじめ対策委員会に随時報告する。
⑥ 心理カウンセラー・関係機関との連携・協力	状況に応じて心理カウンセラー・関係機関と連携・協力して、対応に当たる。ただし、その際、個人情報やプライバシーの問題を踏まえ、慎重に対応する。
⑦ 予後の観察	関係職員による対応の後、交友関係の正常化等を中心に、該当児童生徒の状況の観察を継続する。必要に応じて、カウンセラー等による相談活動を行う。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の概要

- ①いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合。
- ②いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合。
- ③児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合。

(2) 重大事態が発生した場合の対応

- ①いじめを発見したもしくは保護者から通報を受けた教職員が、担任、部主事に報告。その後、部主事から教頭、校長へ報告する。
- ②長崎大学教育学部へ報告する。
- ③いじめ対策委員会を開催し、情報の確認及び今後の対応についての協議をする。
- ④事実関係を明確にするために、必要な調査を行う。
- ⑤児童生徒及びその保護者に対して重大事態の事実関係等、その他必要な情報を提供し今後の対応について必要に応じて検討をする。

6 公表・点検・評価

- (1)「いじめ防止基本方針」をホームページで公開する。
- (2)学校評価において、いじめへの取組を保護者、児童生徒、所属職員で評価する。
- (3)年間の取組について学校評議員会において報告し、意見を求める。

【外部の相談窓口】

○24時間子供SOSダイヤル(親子ホットライン)

TEL:0120-0-78310(なやみ言おう) 24時間対応

○メール相談窓口:詳細は以下の手順で確認。

- ①長崎県教育センターホームページのトップページにある「教育相談」をクリックする。
- ②開いたページの「悩み相談」の中の「メール相談」をクリックする。

【注意事項】

*メール相談に対する返信は、平日の午前9時から午後5時30分の間に行われる。

*時間外及び土日・祝日・年末年始に受け付けた相談についてはすぐに返信が不可。

*緊急を要する場合は、24時間子供SOSダイヤル(親子ホットライン)を利用する。